

## 令和2年度 保育料表 (施設型給付費等に係る利用者負担額表)

月 額 保 育 料 表									
各月初日の入所 児童の属する 世帯の階層	定義	2号認定(満3歳以上)				3号認定(満3歳未満)			
		保育標準時間 (11時間)		保育短時間 (8時間)		保育標準時間 (11時間)		保育短時間 (8時間)	
		1子目	2子目	1子目	2子目	1子目	2子目	1子目	2子目
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割 30,000円未満の世帯	0円	0円	0円	0円	9,000円	4,500円	8,900円	4,450円
第4階層	市町村民税所得割 30,000円以上 ~57,700円未満	0円	0円	0円	0円	14,800円	7,400円	14,600円	7,300円
	~77,101円未満								
	~97,000円未満								
第5階層	市町村民税所得割 97,000円以上 169,000円未満	0円	0円	0円	0円	22,800円	11,400円	22,500円	11,250円
第6階層	市町村民税所得割 169,000円以上 390,000円未満	0円	0円	0円	0円	30,500円	14,000円	30,100円	13,800円
第7階層	市町村民税所得割 390,000円以上	0円	0円	0円	0円	41,000円	19,000円	40,500円	18,750円

↑ 多子カウント年齢制限なし  
↓ 有り(小学校就学前)

月 額 保 育 料 表					
各月初日の入所 児童の属する 世帯の階層	定義	1号認定			
		椋東村立幼稚園		認定こども園・その他	
		1子目	2子目	1子目	2子目
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割 77,100円以下	0円	0円	0円	0円
第4階層	市町村民税所得割 211,200円以下	0円	0円	0円	0円
第5階層	市町村民税所得割 211,201円以上	0円	0円	0円	0円

↑ 多子カウント年齢制限なし  
↓ 有り(小学校3年生以下)

### 共通事項

- (ア)各年度毎の保育料は、該当年度の市町村民税で算定し、毎年9月が切り替え月となります。
- (イ)18歳以下(当該年度末日時点)の扶養児童が3人以上いる場合、3子目以降の保育料は無料となります。

## 令和2年度 ひとり親世帯等に係る保育料表 (施設型給付費等に係る利用者負担額表)

ひとり親世帯等とは、ひとり親家庭や、障害者手帳(身体・療育・精神)の交付や特別児童扶養手当の受給対象児などがある世帯

月 額 保 育 料 表									
各月初日の入所児童の属する世帯の階層	定義	2号認定(満3歳以上)				3号認定(満3歳未満)			
		保育標準時間(11時間)		保育短時間(8時間)		保育標準時間(11時間)		保育短時間(8時間)	
		1子目	2子目	1子目	2子目	1子目	2子目	1子目	2子目
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割30,000円未満の世帯	0円	0円	0円	0円	4,500円	0円	4,450円	0円
第4階層	市町村民税所得割30,000円以上 ~57,700円未満	0円	0円	0円	0円	7,400円	0円	7,300円	0円
	~77,101円未満								
	~97,000円未満	0円	0円	0円	0円	14,800円	7,400円	14,600円	7,300円
第5階層	市町村民税所得割97,000円以上169,000円未満	0円	0円	0円	0円	22,800円	11,400円	22,500円	11,250円
第6階層	市町村民税所得割169,000円以上390,000円未満	0円	0円	0円	0円	30,500円	14,000円	30,100円	13,800円
第7階層	市町村民税所得割390,000円以上	0円	0円	0円	0円	41,000円	19,000円	40,500円	18,750円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

月 額 保 育 料 表					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層	定義	1号認定			
		椋東村立幼稚園		認定こども園・その他	
		1子目	2子目	1子目	2子目
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割77,100円以下				
		0円	0円	0円	0円
第4階層	市町村民税所得割211,200円以下	0円	0円	0円	0円
第5階層	市町村民税所得割211,201円以上	0円	0円	0円	0円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

### 共通事項

- (ア)各年度毎の保育料は、該当年度の市町村民税で算定し、毎年9月が切り替え月となります。
- (イ)18歳以下(当該年度末日時点)の扶養児童が3人以上いる場合、3子目以降の保育料は無料となります。